

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第76号

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例

相模原市立市民会館条例(昭和40年相模原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(設置)

第2条 市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、相模原市民会館(以下「会館」という。)を相模原市中央区中央3丁目13番15号に設置する。

第3条第1項中「市民会館(以下「会館」という。)」を「会館」に改める。

第6条第2項中「相模原市民会館にあつては別表第1に、相模原南市民ホールにあつては別表第2」を「別表」に改める。

附則第1項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和6年度及び令和7年度における指定管理者の指定の特例)

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間の相模原南市民ホールの指定管理者の指定については、第17条及び第18条の規定にかかわらず、市長は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間、相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者として指定されたもの(以下「相模原市文化会館等指定管理者」という。)を指定管理者として指定することができる。

4 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、相模原市文化会館等指定管理者に対し、第18条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して相模原市文化会館等指定管理者を指定管理者として指定するものとする。

別表第 2 を削る。

別表第 1 中「相模原市民会館利用料金」を「会館利用料金」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日における改正前の別表第 2 に定めるホール、楽屋及び器具等の利用に係る料金の還付の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、市長が行うものとする。